

# 平成31年度介護保険データ分析・保険者支援業務 募集に係る企画提案仕様書

## 1 趣 旨

2000年の介護保険制度創設以降、高齢化の進行などにより要介護認定者数は増加を続け、それに伴って介護給付費が増大し、高齢者が支払う第1号保険料も上昇を続けている。

今後、2025年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達した後も高齢者人口は増加を続け、2040年には総人口の5人に1人が85歳以上になると見込まれるとともに、一人暮らしや認知症高齢者も増加し、介護や支援を必要とする高齢者は今後も大きく増加すると推計されている。

このような中、平成29年介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、介護保険制度の持続可能性を維持するため、全市町村が保険者機能を発揮して地域の課題を分析した上で、高齢者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送るための取組を行うことが制度化されたところ。

制度改正をふまえ、京都府が、府内市町村に対して必要なデータの抽出や課題分析の手法等に係る技術的支援を行うことにより、各市町村保険者が自ら、「地域包括ケア『見える化』システム」（以下、「見える化システム」）をはじめとする様々なデータや地域ケア会議等から把握される地域の特徴を分析し、課題を抽出した上で、それらの課題に対応した自立支援・重度化防止に向けた施策を企画・立案し、介護保険事業計画に記載した上で取組を推進できるよう介護保険データ分析・保険者支援を実施する。

## 2 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 全市町村が行う、見える化システム等による基礎分析に対する助言

- 市町村が行う、認定率や受給率、一人当たり給付月額等の基礎分析に対して随時助言を行うこと。
- 市町村が基礎分析に基づき作成した「地域分析・検討結果記入シート」等の内容を確認し、より効率的な分析・課題抽出の手法や、より効果的な対応策となるよう助言を行うこと。

### (2) 市町村から追加データを収集し、自立支援・重度化防止の推進に向けて、見える化システムでは分析しきれない追加詳細分析を実施

- 原則として全市町村同種の内容の分析を行うこと。
- 追加詳細分析の内容は、市町村が自立支援・重度化防止に向けた効率的な取組を進めるための支援に資するものであり、市町村自身では技術的に分析が困難であると考えられるものであること。
- 平成30年度の本事業の成果も活用すること。
- 分析内容の詳細については、京都府と十分に調整すること。

- 追加分析の例
  - ・ 初回認定時の要介護度の市町村別比較
  - ・ 地域毎の高齢者の特性や、民間・インフォーマルサービスも含めた利用状況
  - ・ サービス類型毎、事業者毎の要介護度別の利用率と改善度
  - ・ 居宅介護支援事業所毎、介護支援専門員毎の要介護度別の利用率と改善度

**(3) (1) (2) の内容をふまえた、市町村毎の特徴や課題をまとめた「市町村別個別分析結果シート」の作成**

- 令和2年度に予定されている市町村介護保険事業計画の策定を見据え、(1) (2) の内容を踏まえて、市町村毎の分析結果をまとめた「市町村別個別分析結果シート」を作成すること

**(4) 市町村の介護保険担当職員等を対象とした、介護保険事業計画策定・進捗管理支援研修会の実施**

- 府内市町村職員を対象とした、介護保険事業計画策定及び進捗管理の支援に係る研修会を実施すること。
- 研修実施回数：4回（全て京都市内で開催）
- 高齢社会対策に係る学識経験者や、自立支援・重度化防止に向けた先進事例の報告等、毎回1名のゲストスピーカーによる講演を含むこと。
- 会場の確保、国制度の説明、参加者の募集・受付、アンケートの実施・取りまとめは京都府高齢者支援課が行う。
- 必要に応じてグループワークを組み合わせるなど、受研者の理解が深まるような実施方法を工夫すること。
- 研修会の内容については、事前に京都府と十分に調整すること。
- 計4回の研修会の実施例
  - ① 講演：高齢社会対策に係る講演  
研修：地域分析シートによる自市町村の分析1
  - ② 講演：自立支援・重度化防止に係る先進事例報告  
研修：地域分析シートによる自市町村の分析2
  - ③ 講演：地域包括ケアの推進に係る先進事例報告  
研修：取組の評価を前提とした目標値の設定手法
  - ④ 講演：調査結果の活用方法に係る先進事例報告  
研修：各種調査結果の見える化システムへの登録方法と分析手法

**4 履行場所**

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 京都府健康福祉部高齢者支援課
- イ 受託者の所在地
- ウ 京都府保健所

- エ 京都府内市町村役場及び支所等
- オ その他京都府が指定した場所

## 5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

## 6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、京都府の承諾を得たときはこの限りでない。

## 7 成果品の提出

業務内容の結果を取りまとめ、報告書を作成すること。なお、報告書の取りまとめに当たっては、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるよう努めるとともに、本事業において得られた成果を今後も有効に活用できるよう資料整理し、今後の課題解決のために必要な事項等を明記すること。

### (1) 最終報告

#### ①報告書

- ・業務完了報告書（印刷物）10部
- ・分析の過程で得られた統計資料等のデータ
- ・上記データファイル（CD-R または DVD-R）2部

（報告書データファイルは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint で作成すること）

#### ②提出時期

- ・令和2年3月下旬

## 8 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、京都府と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果品及び中間成果物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、京都府に帰属するものとする。また、成果品は、京都府が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は京都府と協議し、その指示に従うこと。